４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。	［新設］
５　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載すること。	［新設］
６　連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。	３　連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第６号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
７　道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の２の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。	４　道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第６号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の２の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
８～12　［略］	５～９　［同左］
第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係） ［様式　別紙七十　挿入］	**第十号の三様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係） ［様式　別紙六十九　挿入］
第10号の３様式記載要領	第10号の３様式記載要領
１　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。	１　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33の２又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
［２～６　略］	［２～６　同左］
７　「　事業税（法第72条の２第１項第１号・第２号・第３号に掲げる事業）　」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第２号」又は「第３号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。	［新設］